平成１９年度決算に基づく
健全化判断比率及び資金不足比率報告書

廿　日　市　市

目　　次

１　平成１９年度決算に基づく健全化判断比率　…… １
(1)　総括表　…… １
(2)　実質赤字比率　…… ２
(3)　連結実質赤字比率　…… ３
(4)　実質公債費比率　…… ４
(5)　将来負担比率　…… ５

２　平成１９年度決算に基づく資金不足比率　…… ６
(1)　総括表　…… ６
(2)　法適用企業　…… ７
(3)　法非適用企業　…… ８

1　平成１９年度決算に基づく健全化判断比率

(1)　総括表

（単位：%）

区　分	実質赤字 比　　率	連結実質赤字 比　　率	実質公債費 比　　率	将来負担 比　　率
健全化判断比率	―	―	13.5	132.9
(早期健全化基準)	(12.06)	(17.06)	(25.0)	(350.0)
(財政再生基準)	(20.00)	(40.00)	(35.0)	

注　実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「－」を記載している。

＜参　考＞　比率の概要

区　　分	概　　要
実質赤字比率 （一般会計等の実質赤字の比率)	市税、普通交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計等について、歳出に対する歳入の不足額（いわゆる赤字額）を市の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものである。
連結実質赤字比率 （全ての会計の実質赤字の比率)	市のすべての会計の赤字額と黒字額を合算して，市全体としての歳出に対する歳入の資金不足額を、市の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものである。
実質公債費比率 （公債費等の比重を示す比率)	市の一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費を市の標準財政規模を基本とした額で除したものの３カ年間の平均値である。
将来負担比率 （地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率)	市の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債にあたる額(将来負担額)を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を控除の上、市の標準財政規模を基本とした額で除したものである。

(2)　実質赤字比率

ア　一般会計等の実質収支額

（単位：千円）

会　計　名	歳入総額 A	歳出総額 B	歳入歳出差引額 C (A-B)	翌年度へ繰り越すべき財源 D	実　質収支額 E (C-D)
一般会計	40,735,101	40,266,080	469,021	49,216	419,805
漁港管理特別会計	36,749	18,567	18,182		18,182
小規模下水道事業特別会計	120,387	120,387	0		0
工業団地下水道事業特別会計	31,218	26,101	5,117		5,117
墓地管理事業特別会計	50,790	50,790	0		0
港湾管理事業特別会計	31,470	26,273	5,197		5,197
市営住宅事業特別会計	262,302	256,755	5,547		5,547
合　計	41,268,017	40,764,953	503,064	49,216	453,848

（単位：千円）

イ	標準財政規模	25,383,584
	うち臨時財政対策債発行可能額	1,199,472

（単位：%）

ウ	実質赤字比率	ー

注　実質赤字額がない場合は、「ー」を記載している。

【算定方法】

$$\text{実質赤字比率　ウ} = \frac{\text{アのＥ欄（※マイナスの場合のみ）}}{\text{イ}}$$

(3)　連結実質赤字比率

（単位：千円）

区　　分		金　額	備　考
ア	一般会計等の実質収支額の合計	453,848	(2)アのE欄の合計
イ	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計に係る実質収支額の合計（①+②+③）	△52,397	資金不足額がある場合はマイナス計上
	①　国民健康保険特別会計	5,317	
	②　老人保健特別会計	△116,662	
	③　介護保険特別会計	58,948	
ウ	公営企業会計の資金不足額又は資金剰余額（①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧）	4,180,138	資金不足額がある場合はマイナス計上
	①　水道事業会計	2,668,401	
	②　水族館事業会計	462,174	
	③　国民宿舎事業会計	633,926	
	④　公共下水道事業特別会計	125	
	⑤　簡易水道事業特別会計	710	
	⑥　農業集落排水事業特別会計	10,112	
	⑦　包ヶ浦観光事業特別会計	0	
	⑧　油ケ免土地区画整理事業特別会計	404,690	
エ	標準財政規模	25,383,584	臨時財政対策債発行可能額を含む。

（単位：%）

オ	連結実質赤字比率	ー

注　連結実質赤字額がない場合は、「ー」を記載している。

【算定方法】

$$\text{連結実質赤字比率　オ} = \frac{\text{［ア＋イ＋ウ］（※マイナスの場合のみ）}}{\text{エ}}$$

(4)　実質公債費比率

（単位：千円）

区　　分		金　額	備　考
ア	地方債の元利償還金 （公債費充当一般財源額）	5,775,548	※繰上償還元金及び特定財源を除く。
イ	準元利償還金	1,583,990	公営企業債繰入金 債務負担行為
ウ	基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費	4,216,661	基準財政需要額 災害復旧費等 事業費補正 密度補正
エ	標準財政規模	25,383,584	臨時財政対策債発行可能額を含む。

（単位：％）

オ	実質公債費比率（単年度）	14.8	H17　12.6％ H18　13.1％
カ	実質公債費比率（３カ年平均）	13.5	

【算定方法】

$$\text{実質公債費比率（単年度）　オ} = \frac{[\text{ア}+\text{イ}]-[\text{ウ}]}{\text{エ}-\text{ウ}}$$

(5)　将来負担比率

（単位：千円）

	区　　分	金　額	備　考
ア	一般会計等に係る地方債の現在高	60,521,067	
イ	債務負担行為に基づく支出予定額	1,413,532	廿日市市土地開発公社等に対する債務負担行為など
ウ	一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額	23,426,436	公営企業会計への繰入れ見込額
エ	組合又は地方開発事業団が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担見込額	0	
オ	退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額	11,771,223	一般会計等対象職員（市長部局、教育委員会、公営企業会計）
カ	設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額	715,652	廿日市市土地開発公社等に係る損失補償など
キ	連結実質赤字額	0	
ク	組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額	0	
ケ	地方債の償還額等に充当可能な基金の残高の合計額	9,819,136	財政調整基金、減債基金など
コ	地方債の償還額等に充当可能な特定の収入	9,029,722	都市計画税、住宅使用料など
サ	地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額	50,857,539	
シ	標準財政規模	25,383,584	臨時財政対策債発行可能額を含む。
ス	基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費	4,216,661	

（単位：％）

セ	将来負担比率	132.9	

【算定方法】

$$\text{将来負担比率　セ} = \frac{[\text{ア}+\text{イ}+\text{ウ}+\text{エ}+\text{オ}+\text{カ}+\text{キ}+\text{ク}]-[\text{ケ}+\text{コ}+\text{サ}]}{\text{シ}-\text{ス}}$$

２　平成１９年度決算に基づく資金不足比率

(1)　総括表

（単位：％）

区　　分	法適用企業			法非適用企業				
	宅地造成事業以外			宅地造成事業以外				宅地造成事　業
	水　道事　業	水族館事　業	国民宿舎事業	公　共下水道事　業	簡易水道事業	農業集落排水事　業	包ヶ浦観　光事　業	油ケ免土地区画整理事業
資金不足比率	－	－	－	－	－	－	－	－
(経営健全化基準)	（２０．０）※公営企業ごと							

注　資金不足額がない場合は、「－」を記載している。

＜参　考＞　比率の概要

区　　分	概　　要
資金不足比率 （公営企業ごとの資金不足額の比率）	一般会計等の実質赤字にあたる公営企業会計における資金不足について、公営企業の事業規模に対する比率を表したものである。

(2)　法適用企業

ア　宅地造成事業以外の事業を行う法適用企業

(ｱ)　資金不足額

（単位：千円）

会　計　名	流動負債 A	算入地方債 B	流動資産 C	資金不足額又は資金剰余額 D (A+B-C)
水道事業会計	603,219		3,271,620	△2,668,401
水族館事業会計	126,174		588,348	△462,174
国民宿舎事業会計	16,484		650,410	△633,926

注１　流動負債は、控除未払金等の控除額を除く。
注２　流動資産は、控除財源等の控除額を除く。
注３　Ｄ欄が△の場合、資金剰余額となる。

(ｲ)　事業の規模

（単位：千円）

会　計　名	営業収益の額 E	受託工事収益の額 F	事業の規模 G (E-F)	備　考
水道事業会計	2,061,592	7,153	2,054,439	
水族館事業会計	302,872	0	302,872	
国民宿舎事業会計	241,153	0	241,153	

(ｳ)　資金不足比率

（単位：％）

水道事業会計	－
水族館事業会計	－
国民宿舎事業会計	－

注　資金不足額がない場合は、「－」を記載している。

【算定方法】

$$\text{資金不足比率（ｳ）} = \frac{\text{D（※マイナスは、資金剰余額となる。）}}{\text{G}}$$

(3)　法非適用企業

ア　宅地造成事業以外の事業を行う法非適用企業

(ｱ)　資金不足額

（単位：千円）

会　計　名	歳出額 A	算入地方債 B	歳入額 C	資金不足額又は資金剰余額 D (A+B-C)
公共下水道事業特別会計	4,918,527		4,918,652	△125
簡易水道事業特別会計	463,566		464,276	△710
農業集落排水事業特別会計	19,145		29,257	△10,112
包ヶ浦観光事業特別会計	66,146		66,146	0

注１　歳入額は、繰越明許費繰越額等に係る額を除く。
注２　Ｄ欄が△の場合、資金剰余額となる。

(ｲ)　事業の規模

（単位：千円）

会　計　名	営業収益の　額 E	受託工事収益の額 F	事業の規模 G (E-F)	備　考
公共下水道事業特別会計	869,831		869,831	
簡易水道事業特別会計	250,006		250,006	
農業集落排水事業特別会計	5,331		5,331	
包ヶ浦観光事業特別会計	40,436		40,436	

(ｳ)　資金不足比率

（単位：%）

公共下水道事業特別会計	ー
簡易水道事業特別会計	ー
農業集落排水事業特別会計	ー
包ヶ浦観光事業特別会計	ー

注　資金不足額がない場合は、「ー」を記載している。

【算定方法】

$$\text{資金不足比率（ｳ）} = \frac{\text{D（※マイナスは、資金剰余額となる。）}}{\text{G}}$$

イ　宅地造成事業を行う法非適用企業

(ｱ)　資金不足額

（単位：千円）

会　計　名	歳出額 A	算　入 地方債 B	歳入額 C	土地収入 見 込 額 D	計 E (A+B-C-D)
油ケ免土地区画整理事業特別会計	148,987		148,987	404,690	△404,690

注１　歳入額は、繰越明許費繰越額等に係る額を除く。
注２　土地収入見込額は、売出を開始している土地の時価評価額を計上している。

会　計　名	地方債 残　高 F	長期借入額 G	計 H (F+G)	資金不足額 又は資金剰余額 I ・E＞0 場合、E ・E＜0 場合、 「E＋H」又は「0」のいずれか小さい方
油ケ免土地区画整理事業特別会計	0	0	0	△404,690

(ｲ)　事業の規模

（単位：千円）

会　計　名	営業収益 の　　額 J	受託工事 収益の額 K	事業の規模 L (J+K)	備　考
油ケ免土地区画整理事業特別会計	41,190	0	41,190	

(ｳ)　資金不足比率

（単位：%）

油ケ免土地区画整理事業特別会計	－

注　資金不足額がない場合は、「－」を記載している。

【算定方法】

$$\text{資金不足比率（ｳ）} = \frac{\text{I （※マイナスは、資金剰余額となる。）}}{\text{L}}$$